

議案第90号

多可町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

多可町公営企業の剰余金の処分等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

## 多可町公営企業の剰余金の処分等に関する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

### (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、多可町公営企業（以下「公営企業」という。）において毎事業年度生じた剰余金（利益及び資本剰余金をいう。）の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、公営企業の財政的基盤を確立し、もって公営企業の健全な運営に寄与することを目的とする。

### (利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 公営企業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この項において「補填残額」という。）があるときは、企業の経営状況を考慮し、補填残額（当事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。）の20分の1を下らない額を減債積立金に積み立てなければならない。

- 2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることができる。
- 3 前2項に規定する積立金（以下「積立金」という。）は、次の各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該各号の目的以外の使途には使用することができない。
  - (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
  - (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
  - (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的
- 4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の使途に使用することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第3項の規定により積み立てた減債積立金及び建設改良積立金をその目的のために使用し、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を未処分利益剰余金に振り替えたことその他当事業年度の損益取引以外の事由により当事業年度の利益を生じたときは、企業の経営状況を考慮し、その利益（その利益をもって第1項の欠損金又は当事業年度の損失をうめたときは、その残額とする。）の全部又は一部を次に定める方法により処分するものとする。

- (1) 資本金に組み入れる方法
- (2) 利益積立金に積み立てる方法
- (3) 損益勘定留保資金との調整を行い、減債積立金又は建設改良積立金に積み立てる方法

6 前項の規定は、当事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益を処分するときについて準用する。

(資本剰余金の処分)

第3条 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 前項の資本剰余金については、次に定める方法により処分するものとする。

- (1) 欠損金をうめる方法
  - (2) 資本金に組み入れる方法
- (欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、町長は、当該残額に相当する額を資本剰余金をもってうめることができる。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。